

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 高知県東部地域の理解度 | (10点) |
| (2) 事業内容の専門性・企画力 | (20点) |
| (3) 開発手段及びプロセス | (20点) |
| (4) PR方法 | (20点) |
| (5) 実施体制・工程表 | (10点) |
| (6) 類似業務の実績 | (10点) |
| (7) 経費見積 | (10点) |

3 審査委員会

企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
 - ①日時：令和3年5月14日(金) 予定
 - ②場所：安芸市役所第1会議室
- (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの時間は、1者15分間とします
 - ②各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます
 - ③順番は、別途お知らせいたします

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書により、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別 紙

審査基準

評価項目	評価の視点	配点
高知県東部地域の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県東部地域の現状や課題及び本業業務の目的や内容等を正しく理解できているか ・高知県東部地域内の市町村、観光協会、事業者等とのネットワークや事業実績を有しているか 	10
事業内容の専門性・企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を達成するために、必要なノウハウを有しているか ・本業務の目的を達成するために、過去の食の開発実績も踏まえ、新ご当地グルメの開発内容等がイメージできる提案になっているか 	20
開発手段及びプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか ・効果的な開発手段、プロセスが提案されているか 	20
PR方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか ・効果的なPR方法、成果物の内容が提案されているか 	20
実施体制・工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を達成するために、必要なノウハウを有し、必要な人材の確保等、適当な実施体制が整っているか ・本業務の完了が可能なスケジュールになっているか 	10
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に国や他の自治体において、食の開発の実績があるか、また、その効果が明確になっているか 	10
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・見積は適正か（仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか） 	10